

開催年月日 令和3年12月9日（木）
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 保健福祉部長 三瓶 徹
 地域医療推進局長 岡本 収司
 看護政策担当課長 田原 良英

質問内容	答弁内容
<p>三 看護施策について （一）道立紋別高看の新築等について 道立紋別高等看護学院が、築47年を経過して、老朽化が激しいにも関わらず、道は、長寿命化で乗り切ろうと、改修費5億5千314万円を計上して、実施設計に着手するわけですが、しかし、見かねた紋別市が学習環境の更なる充実を図り、学生を確保するために、費用を負担して、寮も含めた新築を提案し、道は受諾しました。道立の高看を自ら新築更新せずに、地元市の負担で新築することを道としてどう受け止めているのですか。</p> <p>道の看護施策の弱さが露呈したんじゃないかと思うんですね。それから、紋別市についてはですね、感謝すべきだと思います。</p> <p>（二）道の確実な運営について 引き続き運営の方は、道が行うことで合意しましたけれども、大きな責任を伴います。長きにわたって道立紋別高看でのパワハラを放置し、道立江差高看においても深刻なパワハラに対して、学生と保護者が告発するまで対応しなかった道に対する不信感、このことによる学生募集の困難さは極めて大きいと聞いております。道庁に看護学院の運営を任せられるのかと、不信は深刻であります。2024年度の新築・供用開始を目指して道は、どのように信頼を回復させて、地域の看護職員の養成に当たっていくのか、伺います。</p> <p>今、学院運営の適正化に全力で取り組むという決意が語られたわけですけど、道の看護施策にとって正念場にきていると思います。</p>	<p>【地域医療推進局長】 紋別高等看護学院の移転建替についてでございますが、道では、今年度から、紋別高看の長寿命化工事を行うこととし、実施設計を進める中、去る10月12日、紋別市から、校舎及び学生寮を市が建設し、無償貸与の上、道による運営をお願いしたい旨のご提案を頂いたところでございます。</p> <p>ご提案は、看護の道へ進もうとする学生の皆様はもとより、学生を支える教員、さらには地域の関係者の方々にとって、大変有益なものと考え、11月22日に、市役所を訪問いたしまして、提案を受諾させていただき、旨の回答をさせていただいたところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後、紋別市をはじめ広域紋別病院など地域の関係機関の皆様とより一層連携をいたしまして、道民の期待に応える教育機関となるよう、取り組んでまいりたいと考えてございます。</p> <p>【看護政策担当課長】 道立高等看護学院の運営の見直しについてでございますが、道では、現在、第三者調査委員会や有識者の方々のご提言を踏まえ、ハラスメントが確認された教員の処分や学生の皆様の救済策の検討と並行して、相談・通報体制の整備や学院運営アドバイザーの設置、地域と連携した学院の運営、評価のほか、当面の間、学院長の専任化など学院の組織体制の見直しについても検討を進めているところでございます。</p> <p>また、道立高看の全ての教員を対象に、今月と来年3月、ハラスメントに関する研修を実施するほか、道教委の「教職員の不祥事再発防止プログラム」や民間の事例も参考に、教員の再教育にも取り組んでいくこととしております。</p> <p>道といたしましては、こうした取組を着実に進めつつ、今後とも、有識者の方々から、継続的に、ご意見を伺いながら、透明性の高い学院運営に努め、学生や保護者の皆様の信頼の下、看護職員を志す方々が安心して学ぶことのできる教育機関として、再出発できますよう、学院運営の適正化に、全力で取り組んでまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(三) 道立江差高等看護学院のパワハラ問題における道の責任について</p> <p>1 救済策について</p> <p>これまで、保健福祉委員会でも議論してきたので、今日は学生の救済策をどう進めていくのか、お聞きしておきます。</p> <p>2 パワハラ認定について</p> <p>ハラスメントの認定なんですけども、保健福祉委員会でも議論したんですけどね、第三者委員会の報告が厳正な基準を作ってハラスメントを認定しています。保健福祉部は、11月4日の保健福祉委員会で「教員が事実を認めている事案については、ハラスメントとして認識している」と答えています。これは、ハラスメントがあったことを認めたわけなんですけども、知事の方はいまだに認めていません。部と知事とは違う認識にしているのかどうか、お聞きしたいと思います。</p> <p>【知事総括保留】</p> <p>知事の足下で起こった、直接の所管で起こった重大な問題でありまして、知事としての責任と対応をお聞きしなければならぬと思いますので、部長から答弁いただいたんですけども、知事に直接、ご質問したいと思いますので、委員長お取り計らいをお願いします。</p>	<p>【看護政策担当課長】</p> <p>学生や元学生の皆様の救済についてでございますが、道では、第三者調査委員会による調査の結果を踏まえ、ハラスメントを行った教員の処分について検討を行うとともに、江差高看に在学中の学生に多大な苦痛を与えたとされる4名を11月24日付けで、江差保健所で勤務することとし、他の1名についても、江差高看以外の勤務とすることを検討しているところであります。</p> <p>また、復学や聴講を希望する学生の皆様には、その詳細を確認するなど、直ちに対応できるものから、順次、調整を行っておりますほか、法的な判断を必要とする事項につきましては、今週の初め、顧問弁護士に、救済策の検討に当たっての基本的な考え方等の相談を行ったところであり、道としては、今後とも、庁内の担当部署とも協議の上、引き続き、具体的な救済策の検討を進め、早期に、お一人おひとりに対しご連絡できますよう、取り組んでまいります。</p> <p>【保健福祉部長】</p> <p>ハラスメントの認識についてでございますが、第三者委員会の調査の結果、ハラスメントと確認されました教員が事実と認めている事案につきましては、ハラスメントと認識し、現在、必要な対応に取り組んでいるところである一方、ハラスメントを確定した上で行う処分につきましては、道として、法令に定める手続きに則り、必要な確認も行いながら、適切に対応していく必要があると考えてございます。</p> <p>いずれにいたしましても、道といたしましては、このたびの第三者委員会の調査をしっかりと受け止め、職員の処分や学生の皆様の救済策などの検討を速やかに進める必要があると、考えているところでございます。</p>